

平成31年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成31年 3月 1日(金) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時15分

場所 第6委員会室

出席委員 新井豪委員長

安藤友貴副委員長

板橋智之委員、松澤正委員、小川真一郎委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、
高木真理委員、並木正年委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、
矢島謙司環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、
高柳正行エネルギー環境課長、石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、
酒井辰夫産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、
梅本祐子みどり自然課長

[農林部関係]

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、
根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、
坂田直人農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、
片貝充生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第42号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第43号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第54号	平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第55号	平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第2号	高レベル放射性廃棄物の処分場を受け入れないことを求める請願	不採択

所管事務調査

1 環境部関係

県庁敷地内の駐車場緑化について

2 農林部関係

土地改良区への指導について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

板橋委員

- 1 身近な緑の保全・創出事業費について、減額する補正額の割合が非常に大きい。そもそも需要と供給がマッチしていないのではないか。ここまでの規模の予算が必要だったのか。内容を詳しく教えてほしい。
- 2 園庭の芝生化については、予算特別委員会で疑問を投げ掛けたことがあるが、見込んでいた事業効果は達成できたのか。
- 3 広域廃棄物処理推進費について、使用料・手数料が当初予算より増えているが、その理由は何か。一方で、諸収入が当初予算より減っている理由も併せて伺う。

みどり自然課長

- 1 減額補正の大きな理由としては、施設等緑化や校庭・園庭芝生化では補助申請の見込みを下回ったことと公有地化事業では地権者交渉がうまく進まなかったことである。施設等の緑化については、市町村等からの要望を基に予算を積算している。そのため、需要を踏まえた上で予算を見込んでいるが、執行段階で施設の修繕のような緊急性が高い事業を優先する必要が生じたなどの理由から、当初見込んでいた18件から11件に減少した。校庭・園庭芝生化についても、予算要求の時点で市町村に要望を聞いた上で事業額を計上したが、執行段階で学校と保護者の維持管理体制が整わないとの理由で見送られた。校庭の芝生化では15件を見込んでいたが、実績としては10件になった。これまでもそれぞれの意向を把握して予算に反映しているが、今後このようなズレが生じないよう、なるべくきめ細やかにニーズを把握したい。
- 2 施設等緑化のうち、民間施設緑化は当初の見込みどおりの件数であった。市町村緑化は件数としては減少したが、面積としては4,736平方メートルと小規模ながら、市街地の樹林地整備や公園の整備など県民の目に触れやすいところを緑化できたという点では一定の効果があつたと考えている。校庭の芝生化については、15件を見込んでいたところが10件になったが、今年度は大規模の芝生化があつたため、面積としては、当初17,500平方メートルだったものが17,617平方メートルとなる見込みである。面として広い面積を芝生化できたという点で、事業効果は一定程度達成できたものと考えている。

資源循環推進課長

- 3 使用料及び手数料、諸収入のいずれも寄居町にある埼玉県環境整備センターの廃棄物埋立処分に関する収入である。使用料及び手数料は、廃棄物処理業者からの受入収入であり11,787トンを見込んでいたが、実際は14,828トンと3,041トン見込みを上回った。このため5,900万円ほど歳入が増える見込みである。その理由として、同センターは厳しい基準を設けて5社のみから産業廃棄物を受け入れているが、その内の1社が焼却炉を本格稼働させたことで、焼却灰の受入れが増えたものである。諸収入は、市町村及び一部事務組合からの一般廃棄物の受入れであり、21,113トンを見込んでいたが、実際は18,189トンと2,924トン見込みを下回った。その減少理由は、同センターでは約40市町村から一般廃棄物を受け入れているが、スラグとして再資源化できる処理施設に向かったため、同センターの焼却灰の受入れ量が減

少しのものである。

板橋委員

- 1 校庭・園庭の芝生化について、芝生化した後の維持管理を学校やPTAが行っていく意向があるかの事前ヒアリングが足りなかったのではないかと。緑化の意欲を確認して、もっと当初予算を精査するなどの議論が必要だったのではないかと。
- 2 先ほど補助件数は減ったものの芝生化面積としては当初の見込みどおりであるという答弁があったが、件数が少なくても面積は同じよりも、面積は少なくても全体的に芝生化校数が増える方が効果は高いと考える。その点についてどう思うか。

みどり自然課長

- 1 前年度に市町村教育委員会等へヒアリングしている。毎年1校ずつ芝生化する市町村では、対象の小学校は想定していても、実際には学校やPTAと前年度の段階で必ずしも細かいところまで合意が取れていない場合もあったようである。来年度以降の予算編成では、もう少し市町村から詳しい意向聴取が必要と考える。見込み件数についても精査していく。
- 2 子供の頃から緑にふれあう機会を広げるというのも事業の目的の一つとしてあるため、芝生化校数が増えることも大事だと考えている。あわせて、広い面積を芝生にすると、けがをしにくいことや一か所当たりの踏圧が低くなるというメリットもあり、重要なことだと考えている。もちろん県内の様々な学校で芝生化することも大事であるため、それぞれの事情を踏まえて進めていきたい。

並木委員

- 1 今後の芝生化の推進には、人材育成が非常に大事になる。PTAや学校応援団など維持管理している人の高齢化もあり、今後も芝生化が維持できるか懸念している。芝生化を推進するための人材育成に関して、県はどう考えているか。
- 2 校庭芝生化の維持管理費は、年々高くなっている。人件費も上がっており、芝生化した学校に対し維持管理費の予算を配分しないと、維持管理できないのではないかと。

みどり自然課長

- 1 PTAや地域が芝生の管理をしており質問を受けることがある。このため芝生マニュアルを配るとともに、造園業などに従事している専門家をみどりのアドバイザーとして9人を配置し、無料で派遣することで適切なアドバイスをしている。学校へは、この制度を周知して要望があれば派遣している。また、担当の職員が定期的に芝生の状況を確認しており、不良な場合は派遣制度を案内している。芝生の管理が継続して適切に行われるようにアドバイスし、人材育成につなげている。
- 2 平成28年度から維持管理についても補助している。平成30年度の校庭芝生化は10件程だったが、維持管理については園庭・校庭合わせて60件ほど補助している。特に、芝の定着が良くない時期にいかに関与支援するかが大事であるので、芝生化後3年間の維持管理に関しては予算を確保して支援していきたい。

並木委員

- 1 維持管理について3年間補助していることは承知しているが、額が少ないのではないかと。去年芝生化した鴻巣南小学校では、PTAができずに学校の先生が管理することに

なつたと聞いた。教員の働き方改革が指摘される中で、芝生化した学校の教員の負担が増えることがないように、維持管理費の補助年数を追加したり、増額すべきではないか。

- 2 人材育成について、芝生化した学校の職員を集めて、事例発表や困りごと相談をやってはどうか。

みどり自然課長

- 1 維持管理費については、芝生ポット苗の提供で学校や園庭においてイベント形式で補植を行うことにより安価に抑えている施設もある。そういう事例を紹介していきたい。
- 2 現在、芝生化している施設向けに維持管理講習会を開いている。今年度からは、芝生化を実際に行った学校を会場として、芝生化した施設やこれから芝生化する施設の実際の管理者に対して、維持管理の方法を講習している。今年度は2回開催しており、芝の種類により維持管理方法を習得してもらっている。参加者が意見交換したり、講師に質問できる良い場になっており、今後も続けていきたい。

村岡委員

- 1 埼玉県環境整備センターに廃棄物を搬入した市町村数は40団体で間違いはないか確認したい。
- 2 廃棄物の種別と量を示してほしい。
- 3 今年度、特に減量となった市町村はどこか。
- 4 次世代自動車普及促進事業費の繰越明許となった理由について、用地を借りられなかった、水素ステーションの年度内完成が見込まれないからとあるが、具体的に説明してほしい。
- 5 繰越しを未然に防げなかったのか。県はどのような努力をしたのか。

資源循環推進課長

- 1 平成29年度に搬入したのは16市町8組合で市町村数では40市町村である。平成30年度は15市町8組合で市町村数は39市町村と1団体減少する見込である。
- 2 平成29年度の確定した実績の種別では、60.8%に当たる12,215トン廃プラスチックやガラスくず、陶磁器くずなどの不燃物が占めている。次いで、38.8%を占めるゴミ焼却灰が7,805トンである。その他、0.4%のし尿処理場焼却灰が81トンである。
- 3 人間市及び志木市、新座市、富士見市で構成される志木地区衛生組合の2団体からの焼却灰が減少している。埋立処分から再資源化施設への搬入に切り替えたと聞いている。

エネルギー環境課長

- 4 この水素ステーションは所沢市の松郷地内に建設を予定している。事業者が、用地を所沢市から借地し、その上にステーションを建設する計画で進められている。当初計画では、昨年8月に市から用地を借りて建設工事に入る予定だったが、急きょ、事業者側に市から公共工事の工事用車両や資材の置き場として市有地を活用したいとの申出があり、事業者もやむを得ず受入れた状況である。これに伴い事業用地として所沢市からの借入れが6か月遅れることになり、工事の進捗も遅れたため、繰越をお願いするものである。
- 5 土地の所有者である所沢市とステーションを設置する事業者の当事者間で協議が進められており、その時点で県には一切情報が来なかった。このため、未然に防ぐことができなかった。県としては、事業者に対して事業の進捗を随時適切に報告するように指導

したところである。

村岡委員

- 1 市町村から搬入される廃棄物が減ったのは、廃棄物量の減少や再資源化の進展など各自治体の対策の効果であると思う。廃棄物の減量化は環境政策の要である。このことを県としてどう分析しているのか。
- 2 当初の水素ステーションの完成予定はいつか。実際にはいつ完成するのか。

資源循環推進課長

- 1 県内の一般廃棄物排出量は、平成13年度から平成15年度をピークに漸減傾向にある。一方、埼玉県環境整備センターの一般廃棄物の受入量は、平成13年度の11万4,000トンでピークに急減している。平成29年度には2万トンほどになり、ピークの17パーセントほどに減少している。減量した大半が、セメント原料やスラグ化など再資源化施設への搬入に切り替わったり、一部の自治体では焼却施設で直接スラグに溶融していると分析しており、再資源化が進んでいると評価している。

エネルギー環境課長

- 2 当初計画では、昨年8月に事業着手し、今年の2月に完成する予定であった。土地の賃借開始が半年遅れたため、工事も半年遅れ、完成は今年8月頃となる見込みである。

村岡委員

水素ステーションの完成が遅れることについて、県の政策上の影響をどう考えているのか。

エネルギー環境課長

半年遅れるが大きな影響はないと考える。当該、水素ステーションの完成を期待している周辺の利用者には、サービスの提供が半年遅れることになる。

松澤委員

- 1 水素エネルギーの活用については、昨年度の予算特別委員会において、事業の執行に適切な対応を求める附帯決議がなされ、水素社会の実現に向けた取組についても指摘しているところである。このことについては、さきの6月定例会において、執行部から一定の報告がされているが、附帯決議で指摘した内容の答えになっていない。6月定例会では、板橋委員が、県内8か所の水素ステーションが休止中になっており、営業日や営業時間も短く設定されていると指摘している。この繰越明許費を設定する商用水素ステーションが新たに設置されても、利用者が待ち望んでいるとのことだが、実際に利用されるのか疑問である。この商用水素ステーションは必要なのか。
- 2 執行部として、商用水素ステーションの需要予測をどのように考えているのか。待ち望んでいる人がいるとのことだがどれくらいいるのか。数が分かれば教えてほしい。
- 3 6月定例会の資料によるとFCVの普及について、2030年に80万台を目標としているが達成する見込みはあるのか。
- 4 附帯決議に関して、6月定例会で執行部から提出された資料では、国が水素基本戦略を策定して施策を推進していることと、水素エネルギーのメリットのみが記載されているように見える。水素エネルギーの活用について、現在の技術水準における課題や問題

点はないのか。

- 5 附帯決議では、水素エネルギーがほかと比べて優位性が高いとは言えない状況であり、まずは水素活用の必要性から調査・検討すべきとしている。今年度1年間、執行部において、どのような調査を行い、検討したのか、その内容を報告してほしい。

エネルギー環境課長

- 1 F C V普及の観点に立つと燃料を充填するインフラ整備は必要である。F C Vの普及と同時並行して進めていくことが重要と考えている。
- 2 県内のF C V普及状況からしても採算性という面では非常に厳しい。事業者も開設当初は非常に採算性は厳しいという認識である。しかし、水素ステーションが設置されることによりF C Vが普及していくと考えている。今回設置される場所が国道463号沿いであり、高速道路のインターチェンジからも近いという好立地であるので、事業者も早期に採算性を改善したいと言っている。県も同じ方向性である。
- 3 F C V 80万台という目標は、国の水素基本戦略に掲げられている。県としても、できるだけ国に協力したいと考えている。
- 4 課題として把握しているのは一つはコストの問題である。水素価格が通常のエネギーに比べてまだまだ高く、燃料電池自動車の購入価格も非常に高い。水素ステーションの建設費なども安全対策の問題などで非常に高額となっている。コスト面での課題があると考えている。将来的な課題は水素を作ること、作りそれを運んで貯めて、そして最終的な利用につなげるという、いわゆる供給のサプライチェーンを構築していくことであると考える。
- 5 県としては、実際に技術が確立され、実用化が進んでいる自動車を中心に普及を進めていく方針で燃料電池自動車とそのインフラとなる水素ステーションの整備を進めている。更に自動車分野を広げていくために、燃料電池バスを県内の営業バス路線に走らせることができないかという視点に立って検討を進めたところである。具体的には、トヨタ自動車保有している燃料電池バスを借り受けて試験走行を兼ねた県民向けの試乗会を開催して、実際に燃料電池バスが実用性に耐え得るか検討した。

松澤委員

バスは検討しただけで走行はしていないのか。

エネルギー環境課長

トヨタ自動車から貸出し用のバスを2週間ほど借り、バス事業者の協力も得ながら、実際に県民にも乗ってもらう試乗会という形で走行させた。

松澤委員

- 1 試乗会に参加した乗客の意見について後で教えていただきたい。（要望）
- 2 繰越明許になった理由について、所沢市とのやり取りで事業者が決定したとのことだが、県は全く関与していなかったのか。所沢市からも何の情報も来なかったのか。

エネルギー環境課長

- 2 事業者と土地所有者である所沢市の間だけで調整が進んでしまったことがあり、県も少し問題があると考えている。県としても年度内完成が目標であるので、事前に分かれれば、県としても所沢市に申入れをするなどの対応が図れたと考えている。その点を踏ま

えて、事業進捗については、適時適切に報告を上げるように強く指導している。

委員長

- 1 答弁漏れがあるので指摘する。松澤委員のさきの質問のうち2つ目について、商用水素ステーションの需要予測を聞いているが採算性のことを答弁している。実際に何台使われているか再答弁をお願いします。
- 2 5つ目の質問で、エネルギーの優位性について聞いているがバスについて答弁している。水素エネルギーの優位性について、調査・研究したのか再度答弁をお願いします。

エネルギー環境課長

- 1 所沢にステーションが設置されることについて、県独自の需要予測はしていない。
- 2 燃料電池バスについて、カタログでは1回の充填で200キロメートル走行が可能となっている。燃料電池バスの導入に当たって一つの課題となるのが走行距離や燃費である。現行は、軽油を燃料にしたディーゼルバスが主流であり、実際の試験運行で比較検討を行った。その結果、実際にはカタログ値の倍である400キロメートルも走行できることが分かり、走行距離当たりの燃料費についても、ディーゼルのバスの5倍と考えていたのが、3倍程度に抑えられることが分かった。

委員長

質問は、水素エネルギーそのものに優位性があるかどうかである。再答弁をお願いします。

エネルギー環境課長

水素そのものの優位性については調査を行っていないが、水素を活用していく観点に立った水素の優位性についての調査を行ったところである。

小島委員

所沢の水素ステーション設置に関して、バスへ水素供給できることが補助要件となっていると思う。民間の需要予測をしていないとのことだが、一般の人を対象にしているのか。基本的な制度として、バスは実験でも補助要件に該当するのか。

エネルギー環境課長

所沢市に建設予定の水素ステーションは、バス対応の形で整備している。なおかつ、水素をその場で作るオンサイトのステーションとして整備を進めている。車とステーションの関係では、どちらを先に整備するかという議論もある。車のユーザーからはステーションがないと車は買えないとの声がある。

小島委員

この水素ステーションの整備事業は、バスへ水素を供給することが要件ではないのか。

エネルギー環境課長

バス対応の水素ステーションを整備することに対して補助するものである。バスがそこで走行することを条件として補助しているものではない。

小島委員

バスが利用しなくても制度上問題ないのであれば、何のためにバスへの水素チャージシステムを付加させるのか。それでは意味がないのではないか。将来何台のバスへ水素を供給する予定なのか。需要があると見込んでいるのか。

エネルギー環境課長

バス対応の水素ステーションの整備は、今回の所沢市が初めてである。バス対応のステーションができることで、地域の路線バスとして、事業者によって燃料電池バスの導入が検討されていくことを促していきたいと考えている。

小島委員

バス対応の水素ステーションを整備するのであれば、所沢市を走るバス会社等に事前に燃料電池バスの導入を働き掛けるなど、誘導しないと全く意味がないのではないか。普通のマイカーの予測もバスの需要予測もしていないということか。

エネルギー環境課長

県では、平成28年度からバス事業者、水素ステーション事業者及び関係自治体を集めて勉強会を設けている。導入に向けての課題整理や機運醸成に努めてきた。所沢市の水素ステーションについても、勉強会で情報共有し、バス事業者にも検討を促している。

小島委員

具体的に、何社に説明して、何社から興味があるとの回答があったのか。勉強会では、意見交換等をしているのか。

エネルギー環境課長

事業者を含めた燃料電池バスの導入に向けた勉強会等の場で、水素ステーションがないとバスの運行ができないとの意見があった。整備計画があれば、バス事業者としても前向きに検討するとの話は頂いている。ただ、現時点では、最終的な事業者の意思確認はしていない。

小島委員

水素エネルギーに前のめり過ぎて、計画性が全く見えないが、それを懸念して、我が団は、昨年の予算特別委員会で水素活用の必要性の調査・検討をして、議会に報告するよう決議を付けている。6月定例会では国が事業を進めているとの説明があったのみで、ほとんど予算を執行している。決議を軽視している。我が団は、調査・検討するよう指摘しているにも関わらず、今の答弁では全くやっていないということではないか。必要性の検討を全くせず議会に報告もしていないが、環境部長はどのように考えているのか。

環境部長

附帯決議に関しては十分重く受け止めている。不十分であったかもしれないが、6月定例会では直ちに調査報告させていただいた。燃料電池バスはFCVの45台分の効果がある。バス協会を通じて、バス事業者へも周知している。6月定例会の調査報告では、コスト面やエネルギー効率面の課題も報告しており、その際、技術開発は国に任せて県がやるべきではないとの指摘を受けている。県としても同じ考えであり、普及に力を入れたい。いずれにしても、附帯決議を重く受け止め、しっかりと調査研究していきたい。

小島委員

我が国は課題等を指摘している。課題に対して技術的なことではなく、この事業を進めるに当たり、どうすれば効率的にできるのか。総合的に判断しなければ、計画性がない計画を推し進めようとしているようにしか見えない。水素エネルギーの活用について調査・検討しながら進めるのであれば、それなりの裏付けをしっかりと出してもらわなければ、決議を軽視していると感じられない。事業を進めるに当たっては、必ず調査・検討して、その都度、議会に報告した上で、進めていただきたい。（意見）

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

板橋委員

- 1 第48号議案の埼玉園芸生産力強化支援費について、ハウス強靱化緊急対策事業の概要はどのようなものか。この事業の申請者当たりの補助額や補助率はどうなっているのか。
- 2 県が策定した農業用ハウス被害防止計画には、どのような内容が位置付けられているのか。
- 3 畜産経営改善対策費について、事業が牛舎3件の整備となっているが畜産業者にはどのように周知しているのか。

生産振興課長

- 1 本事業は、国において平成30年度に非常に記録的な大雪や台風、西日本で豪雨被害等があったことを踏まえ、老朽化等により被害を受ける可能性が高い農業用ハウス、具体的にはパイプで作るハウスについて、自然災害による被害の未然防止に取り組むために始めたものである。補助率については、2分の1以内となっている。取組の対象となる面積は、国の算定では埼玉県全体で287ヘクタールのパイプハウスがあり、このうち対策が必要と見込まれる面積が約43ヘクタールと試算されている。この43ヘクタールを対象として計画を策定するが、補強工事が必要とされるものは計画面積の5%程度と想定されており、2.15ヘクタールを見込んでいる。今回は、この2.15ヘクタールに対する補助金分989万円の補正をお願いしているところである。
- 2 全ての都道府県においてハウスの災害被害防止計画を策定することになっている。計画には、ハウスの整備状況や事業推進体制、事業の実施主体、実施方針、年度別の補強対策等を記載する。今回の緊急対策については、基本的には農家自らが取り組む保守管理、自ら実施できる対策について、講習会等を通じてその必要性や事前準備のやり方等を伝え、自ら取り組むということが主体となっており、県の計画にも位置付けている。更にハウスの積雪等に対する強度を高めるなど工事が必要なものについては今回の計画の中で位置付け整備できることとなっている。

畜産安全課長

- 3 この事業は、畜産農家が規模拡大や生産性の向上を図る際に、施設整備に対して国が2分の1の補助率で支援するものであり、平成27年度から実施されている。毎年、家畜保健衛生所が全ての畜産農家570戸を巡回して要望を聴いている。畜産の場合は、施設投資が高額であり後継者が入る際に事業が行われることが多い。今回も同様であり、平成31年度に予定していたものを国の補正に合わせて、繰り上げ実施するものである。

村岡委員

第48号議案の農業委員会等育成費について、予算に対して減額補正額が大きい理由は何か。

農業政策課長

農業委員会は市町村に設置される独立行政委員会で、法律に基づいて設置されている。この法律の中で、国から県を通じて市町村へ必要経費の財源が交付されると定められている。今回の減額補正で大きな要因となっているのは、平成27年の法改正で農地利用最適化推進委員の導入という農業委員会の改革が行われ、この委員の報酬を含む経費補助のための交付金である。農業委員会の委員の報酬は条例で定められ、この交付金を受けるためには、市町村で報酬に係る条例を整備しなければならない。市町村の意向を踏まえ県内62の農業委員会のうち、43において交付金の活用があると見込んで、今年度の予算を要求した。実際の執行段階では、活用される農業委員会が33となったことが減額が大きくなっている主たる理由である。

村岡委員

- 1 農地利用最適化推進委員を導入する農業委員会が、当初の見込みである43から33に減少したとのことだが、人数に変更はあったのか。今回の減額補正との関係について伺う。
- 2 農地利用最適化推進委員の役割はどのようなものか。

農業政策課長

- 1 当初は43の農業委員会数で、農地利用最適化推進委員で439名、農業委員で593名、合計1,032名を見込んでいた。実際には、農業委員会数が33になり農地利用最適化推進委員で337名、農業委員で438名、合計775名になっている。
- 2 農地利用最適化推進委員に期待されている役割は、法律で定められており、担い手への農地の集積や集約化、耕作放棄地の発生防止又はその解消を地域、現場に入り行うものである。

村岡委員

農地利用最適化推進委員は、県職員が減少している中で、農家や地域にとって非常に重要な役割を果たしているのではないかと懸念している。計画どおりに配置できないことで、県の農業政策で所期の目標を達成できずにマイナスになるのではないかと懸念している。県として何か努力したのか。43の農業委員会で1,032名を配置する予定が、33の農業委員会で775名にとどまったことについて、県はどのような役割を果たしたのか。

農業政策課長

改正後の制度は、平成28年4月1日から施行されているが、農業委員の任期は3年であり、改選時期に農地利用最適化推進委員を委嘱している。埼玉県内における同委員の委嘱自体は終わっており、人数の不足は起きていない。交付金の仕組みとしては、基本的な報酬に実績給を加えるというインセンティブを持たせた形で、現場で活動してもらうというものである。農地の集積を進めるためには、同委員の役割は重要であり、県としては、市町村に対して交付金の実績給の仕組みを含む条例化に向けた助言を行い、説明会も行ってきた。また、農地中間管理事業については、農林公社が各市町村長にトップセールを行

っており、県からも首長に条例整備をお願いするなど、地道な売り込みをしている。今後とも、地道な取組であるが理解が得られるよう推進していきたい。

【請願に係る意見（議請第2号）】

松澤委員

高レベル放射性廃棄物の処分場を受け入れないことを求める請願について、不採択の立場から発言する。地層処分の実施主体である原子力発電環境整備機構は、処分施設の建設場所選定に当たり、3段階の調査を行い、地質環境が地層処分に適しているか確認するとともに、地元自治体の意見を聴くことになっている。国において必要性に関する国民の理解を深めるための取組を進めている段階であり、また、調査の申入れがあるかどうか不明であることから、現時点で何の検討もせずに受入れを拒否することは適当ではない。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

村岡委員

日本共産党県議団を代表して、請願に賛成の立場から意見を述べる。本請願の趣旨は明快であり、本県議会の決意を求めている。地震国日本での地層処分については、学識経験者から根本的な批判が出ている。国と電力会社は原発利用を推し進め、処理困難な核のゴミを大量に発生させてきた責任を棚上げして、処分場を自治体に押し付けようとしている。北海道では条例を制定して受入れを拒否している。しかし、国は、最終処分場に適した地域を示す科学的特性マップを公表し、住民向けの説明会を始めており、本県でもさいたま市と熊谷市で開催している。こうしたときに、埼玉県議会として県内に最終処分場を誘致しないとする意志を明確に示す意義は極めて大きいと考える。各委員においても、この願意を汲み取り採択されるようお願いし賛成意見とする。

【所管事務に関する質問（県庁敷地内の駐車場緑化について）】

小島委員

- 1 県庁敷地内の駐車場緑化について、本庁舎南側に、幾つかのパターンで駐車場を緑化するテストを来年度までの予定で行っている。過去には、温暖化防止対策として舗装に熱を吸収しないペイントをするなどの実験もしていたが、期間が終了したら撤去して普通の舗装に戻していた。環境部なのに、なぜ環境に配慮しないのか。今回の駐車場緑化も期間が終われば、壊して原状復帰することになるだろう。身近な緑の創出に係る事業を実施しているにも関わらず、なぜちぐはぐなことをするのか。そのまま利用して管理してはどうか。
- 2 身近な緑の創出について、県庁内の危機管理防災部の駐車場も一部緑化しているが、夏は草が伸びっぱなしで管理が行き届いていない。民間への緑化を指導する前に、まずは自ら県庁の敷地の一部で身近な緑を創出してはどうか。

みどり自然課長

- 1 県庁敷地内の6区画の駐車場をモデル展示している。平成31年度末までの契約となっており、終了後は原則として原状復帰することになる。モデル展示の目的は、駐車場緑化の工法やピーアールである。現状よりも維持管理しやすい工法や環境負荷が少ない工法があるか最新の緑化技術の情報を収集して、業者や工法の入替えを検討したい。
- 2 裁判所前にある外来B駐車場を緑化し、自ら維持管理を行っている。維持管理を委託している部分はあるが、一部は職員自ら行き苦労を実感している。更なる県庁敷地内の

緑化については、日当たり等の諸条件も含めて検討課題であると認識している。

小島委員

契約で原状復帰するとのことだが、確かに同じ工法よりは、新たな工法でできれば良い。しかし、民間に緑化を促すだけでなく、県庁敷地内の駐車場緑化も少しずつでも増やした方がよい。自ら管理することで課題も分かる。業者にスペースを貸して、丸投げするのではなく、自らデータを収集、管理して、事業の普及や展開につなげてはどうか。

みどり自然課長

県庁敷地内駐車場の更なる緑化については、場所の選定も含めて関係部局と協議して検討していきたい。現状の6区画の駐車場緑化モデル展示は、県庁に企業などが来たときに工法等を紹介している。今後も緑化の効果などを直接見ながら、今後の駐車場緑化の展開につなげていきたい。

小島委員

現状の6区画の駐車場は、展示のためにパイロンを置いて通常の使い方ができていない。駐車場緑化には、雨水を浸透させ水路の負担を減らすなどの考え方もあり、緑化と同時に有効な手段だと思う。民間へ指導する前に、駐車場の数を増やすなどして、まずは自ら実践してはどうか。

みどり自然課長

駐車場緑化が可能な場所を探すなど努力したい。

村岡委員

質疑を聞き、この問題は縦割り行政の弊害があると感じた。緑化の推進は環境部で、庁舎管理は総務部が行っており、施策を推進しようとしても部局レベルでは解決しない。副知事がこういった意見を吸い上げる仕組みを作り、施策を全庁的に推進するべきではないか。部長の考えを聞きたい。

環境部長

確かに、庁舎管理は総務部であり、様々な部局が関係する場合がある。今回の問題についても、期間を延ばす場合などは私から総務部長に伝えている。今後とも部局間の縦割りの弊害がないように対応したい。

並木委員

宮崎県庁など他県の庁舎では、きれいに緑化しているところがある。本県では、駅を使う来庁者にとって一番目立つのは、本庁舎の花時計の周りだと思う。陽当たりもよいと思うので、少しずつでも駐車場緑化を増やすように検討していただきたい。

環境部長

御指摘を踏まえて研究したい。

【所管事務に関する質問（土地改良区への指導について）】

小島委員

4月の半ばから元荒川土地改良区などでは、ポンプを使用して水をくみ上げ水田に供給

する作業を始める。土地改良区に対して、冬の農閑期に試運転するなど点検管理するように要望しているにも関わらず、いきなりポンプを使用して異音があると修理するなどしている。不適切な設備管理は、長寿命化にも影響する。異音に気付いた時点で早期に対応すれば少ない修理費で済むが、異音がしても水が必要な時期に運転を止められず、使用し続けることによって、大きな部品が壊れて多額の修理費と時間がかかってしまう。こうした悪循環を毎年繰り返している。長寿命化の観点から、各土地改良区に対して、もっと効率的な点検・運転を指導できないか。

農村整備課長

定期的な点検や事前の補修については、施設設備の長寿命化に資するものと考えている。県では、従前から土地改良区に対して適正な維持管理やかんがい期の揚水の安定供給などを文書等で指導してきた。県の農林振興センターでは定期的に土地改良区の検査を行っており、そうした機会を捉えて引き続き適切な点検や補修に努めるように指導していきたい。

小島委員

- 1 水の供給の課題は、農繁期には待ってられない。農林振興センターの検査のついでではなく、全県の土地改良区に対する指導や勉強会を開催して、農閑期の定期的な点検や補修は、長寿命化とコスト抑制につながることを周知してほしい。
- 2 水源からくみ上げるところまでは土地改良区の仕事だが、そこから先は市町村が管理する水路となる。しかし、お互いが全く情報交換していないため課題があっても解決が難しい状態である。2者が協力しないと農家に水が供給されない。こうした縦割りの弊害についての考えを伺う。

農村整備課長

- 1 4月に水が待たなしたのことは、重々承知している。かんがい期前の準備については、具体的な内容を示した文書で早急に指導していきたい。
- 2 縦割りの弊害については、これまでも市町村に対して改良区と密接な連絡調整を取るよう文書指導を行ってきた。県としては、適切な施設の維持管理についてしっかり土地改良区を指導するとともに、市町村にも働き掛けていきたい。

小島委員

早急な対応をお願いしたい。以前の話だが、流末の水の利用者が要望したところ、市と土地改良区をたらい回しにされた。結局、農家が実際に水路を歩いて不具合の場所を探すことになったようだ。水路の状態を全く把握していない市町村もある。各農林振興センターからも市と土地改良区がしっかり連携できるように間に入ってもらいたいだろうか。

農村整備課長

文書による指導にとどまらず、農林振興センターごとに土地改良区と市町村を招集し、県から説明・指導する場を設けたい。